令和５年１２月２６日

諮問番号：令和５年度諮問第１号
答申番号：令和５年度答申第１号

答　　申

第１　審査会の結論

処分庁（小牧市長）が行った下水道事業負担金減免申請に対する却下決定に係る審査請求人の令和５年５月８日付け審査請求については、棄却すべきものとする。

第２　事案の概要

本件は、審査請求人が、令和５年３月６日に、処分庁に対し、小牧市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和６０年小牧市条例第１５号。以下「条例」という。）第９条第２項の規定に基づき、下水道事業負担金（以下「負担金」という。）の減免の申請を行ったところ、同年３月２９日に処分庁からこれを却下する決定（以下「本件処分」という。）の通知を受けたことから、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

第３　審査会への諮問に至るまでの経過

１　令和５年３月２９日に、処分庁は、審査請求人に対して本件処分について通知した。
２　同年５月８日に、審査請求人は、審査庁に対して本件処分について審査請求をした。
３　同年６月１９日に、処分庁は、審理員に対して弁明書を提出した。
４　同年６月３０日に、審査請求人は、審理員に対して反論書を提出した。
５　同年８月３１日に、審理員は、審査庁に対して審理員意見書を提出した。

第４　審査関係人の主張の要旨

1　審査請求人の請求の趣旨及び理由

審査請求人は、隔月７万円強の年金収入のみで独居生活をしており、「最低限度の生活」水準を大きく下回っているから、条例第９条第２項第４号に規定する公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者に該当する。

審査庁は、小牧市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成３１年小牧市下水道事業管理規程第７号。以下「規程」という。）第９条第１項及び別表第２に規定する生活保護法による生活扶助その他これに準ずる扶助を受けていないことをもって、審査請求人が減免の対象に該当しないと主張するが、かかる形式的審査は、社会的弱者・困窮者を救済するために減免制度を定めた条例の趣旨・目的に反するものである。

また、条例は、「公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者」と規定しており、公の生活扶助を受けている者が土地という資産を有したままでいることは、生活保護の趣旨に照らして矛盾している。

よって、本件処分は、負担金の減免について定めた条例の解釈を誤ってなされたものであり、取り消されるべきである。

2　処分庁の主張及び説明の要旨

負担金の減免については、条例第９条第２項第４号において、公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者の負担金を減免することができると定めており、同号による減免の対象については、規程第９条第１項及び別表第２において、生活保護法による生活扶助その他これに準ずる扶助を受けている受益者が所有し、又は地上権等を有する土地と定めている。

このことから、審査請求人の生活状況及び経済状況を理由に負担金の減免を承認することは、条例及び規程に該当しないこと、また、土地の利用状況から判断し、本件処分を行った。

よって、本件処分は、条例及び規程に基づき決定したもので、適正な処分であるから、本件審査請求は、理由なしとして棄却されるべきである。

第５　審理員意見書の要旨

１　意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

２　理由

個人の経済的な理由により減免の対象となるのは、条例第９条第２項第４号並びに規程第９条第１項及び別表第２に定められた生活保護法による生活扶助その他これに準ずる扶助を受けている受益者が所有し、又は地上権等を有する土地と考えられるが、審査請求人は、現在、この受益者に該当しない。

居住用の家屋・土地を有する者が必ずしも生活保護の対象外になるとは限らないから、条例及び規程が生活保護制度の趣旨と矛盾しているとはいえない。

経済的に余裕があるとはいえない状況の受益者は、審査請求人以外にも多数存在すると考えられ、公平性の観点から鑑みても本件処分は不当とはいい難い。また、本件土地には宅地以外にも余剰地があるため、その土地の有効活用などを考えると、必ずしも収入が年金のみに限定されることはないと思われる。

本件土地は、下水道管に接続して使用することにより、利用価値が高まり、その資産価値の増加がもたらされるから、審査請求人は特別の利益を受けることになる。

第６　審査会の判断

負担金を減免することができる受益者については、条例第９条第２項各号に列挙されており、規程第９条第１項及び別表第２は、条例の規定による負担金の減免についての審査基準を定めている。したがって、減免の申請を承認するかどうかについては、当該基準に具体的事実を当てはめることにより判断されなければならない。

当該基準によれば、公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者として、減免の対象となるものは、生活保護法による生活扶助その他これに準ずる扶助を受けている受益者が所有し、又は地上権等を有する土地と定められている。

これに本件における具体的事実を当てはめると、審査請求人は、収入が少なく、生活が困窮しているとの主張をしているが、生活保護法による生活扶助その他これに準ずる扶助を受けているとの事実は認められな

いから、負担金を減免する要件には該当せず、減免の申請を承認することはできない。

したがって、本件処分は、条例及び規程が定める基準に基づいてされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

以上より、本審査会は、本件審査請求には理由が無いものとし、「第１審査会の結論」のとおりこれを棄却すべきと判断する。

なお、審査請求人の主張からは、負担金制度及び徴収の手続に関して、審査請求人が疑問を抱いていることが伺われる。処分庁においては、審査請求人が高齢であることも考慮し、本件処分に至った理由の説明はもとより、負担金制度の趣旨、徴収の方法等について、より丁寧に説明、相談等を行うことにより、審査請求人の理解が得られるよう努められたい。

第７　審査会の調査審議の経過

令和５年９月２６日	審査庁から諮問書を受理した。
令和５年１１月１０日	審査会開催　調査審議 ・　審査庁に対して意見聴取を行い、審査請求人への説明等の記録に関する補足資料の提出を指示した。 ・　審査請求人から主張書面の提出があり、口頭による意見陳述はなかった。
令和５年１２月２６日	答申